

事務処理ミスの公表について(固定資産税負担調整措置の適用誤りについて)

本市において、負担調整措置の適用誤りによる固定資産税の過大徴収があることが判明しました。

対象となる 94 筆の土地は、当該固定資産税を計算する際、税負担の急激な上昇を抑えるため負担調整措置を講じる必要があったものの、固定資産税システムへの必要な入力作業ができていなかったことで負担調整措置が適用されず誤って課税していたものです。

1. 概要

令和7年7月7日(月)に所有土地の相談に来られた方に課税内容の説明をしている際、他に所有する土地の中に負担調整措置が正しく適用できていない筆があることが発覚しました。

負担調整措置は、負担水準(今年度評価額に対する前年度課税標準額の割合)の均衡化を図るための措置(負担水準の高い土地は税負担が引き下げられ、負担水準の低い土地は税負担が引き上げられる措置)で、この措置により、宅地比準評価の雑種地等においては、課税標準額は評価額の7割が上限となります。

しかし今回、負担調整措置を行う固定資産税システムの課税台帳への入力時に誤りがあり、7割の上限を超える額の課税をしていました。

2. 対応

相談者に対し、その場で課税誤りを謝罪し、後日、修正(減額)の通知を送付することを説明しました。

また、担当者が確認した結果、平成31年度以降、課税台帳の『宅地比準区分』を該当とすべきところ非該当と処理していたことによる94筆(雑種地92筆、池沼2筆)の総額3,915,600円の課税誤りが判明しました。過大徴収の対象となる納税義務者54名には、お詫びの連絡と課税更正通知の送付を行いました。

3. 判明日 令和7年7月11日

4. 担当課 総務部市民生活局税務課

5. 要因

担当職員が固定資産税システムへの入力時に、必要な手順を見落としており、作業手順の徹底が図れていなかったことが原因です。

6. 再発防止策

異動処理に際して入力漏れがないかダブルチェックを行うとともに、課税処理の際、負担調整措置にエラーの可能性があるものをリスト化し、再チェックを行うことで再発防止に努めます。

■問い合わせ先

担当課名 : 総務部市民生活局税務課

担当 : 青木 TEL. 0748-71-2321(直通) FAX. 0748-71-2460